

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第10号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	統轄監 部長（ <u>名古屋代 表部</u> の部長を除 く。） 未来づくり推進 局の局長（人事 委員会が承認し たものに限 る。） 危機管理局の局 長（人事委員会 が承認したもの に限る。） <u>東部振興監（人 事委員会が承認 したものに限 る。）</u> 文化観光局の局 長（人事委員会 が承認したもの に限る。）	1種	知事の 事務部 局	本庁	統轄監 部長（ <u>農業大学 校及び農林総合 研究所企画総務 部</u> の部長を除 く。） 未来づくり推進 局の局長（人事 委員会が承認し たものに限 る。） 危機管理局の局 長（人事委員会 が承認したもの に限る。） 文化観光局の局 長（人事委員会 が承認したもの に限る。） <u>行政監察監（人 事委員会が承認 したものに限 る。）</u> <u>衛生環境研究所 の所長（人事委 員会が承認した ものに限る。）</u>	1種

	<p>会計管理者（人事委員会が承認したものに限り。） 東京本部の本部長（人事委員会が承認したものに限り。） 関西本部の本部長（人事委員会が承認したものに限り。） 理事監</p>			<p>会計管理者（人事委員会が承認したものに限り。） 東京本部の本部長（人事委員会が承認したものに限り。） 関西本部の本部長（人事委員会が承認したものに限り。） 理事監</p>	
	<p>次長（衛生環境研究所、消費生活センター、農業大学校及び農林総合研究所園芸試験場の次長を除く。） 局長 筆頭総室長 総室長</p> <p><u>原子力安全対策監</u></p> <p>東京本部の本部長 関西本部の本部長 行財政改革局職員人材開発センターの所長（人事委員会が承認したものに限り。） <u>東部振興監</u> <u>副局長（人事委員会が承認したものに限り。）</u> 官房長 衛生環境研究所</p>	2種		<p>次長（衛生環境研究所、消費生活センター、農業大学校及び農林総合研究所園芸試験場の次長を除く。） 局長 筆頭総室長 総室長（<u>森林・林業総室の総室長を除く。</u>） <u>危機管理局の副局長（人事委員会が承認したものに限り。）</u> 東京本部の本部長 関西本部の本部長 行財政改革局職員人材開発センターの所長（人事委員会が承認したものに限り。） 官房長 衛生環境研究所</p>	2種

	<p>の所長（人事委員会が承認したものに限る。） 校長（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p>農林総合研究所の所長 農林総合研究所農業試験場の場長（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p>会計管理者 参事監</p>				<p>の所長（人事委員会が承認したものに限る。） <u>農業大学校の校長</u>（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p>農林総合研究所の所長 農林総合研究所農業試験場の場長（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p><u>行政監察監</u> 会計管理者 参事監</p>	
	<p>課長（<u>衛生環境研究所の課長を除き、農業大学の課長にあつては人事委員会</u>が承認したものに限る。）</p> <p><u>総括検査専門員</u> 副本部長 名古屋代表部の部長 行財政改革局職員人材開発センターの所長 副局長</p> <p>衛生環境研究所の所長及び次長 砂丘事務所の所長 くらしの安心局消費生活センターの所長 <u>経済産業総室産業振興室の室長</u></p>	3種			<p>課長（<u>衛生環境研究所及び農業大学の課長を除く。</u>）</p> <p><u>危機管理局の副局長</u></p> <p>副本部長 名古屋代表部の部長 行財政改革局職員人材開発センターの所長 <u>文化観光局の副局長</u> <u>副官房長</u> 衛生環境研究所の所長及び次長 砂丘事務所の所長 くらしの安心局消費生活センターの所長 <u>商工政策室の室長</u></p>	3種

	<p>経済産業総室通 商物流室の室長 経済産業総室経 営支援室の室長 雇用人材総室労 働政策室の室長 雇用人材総室就 業支援室の室長 農業大学の校 長及び次長</p> <p>農林総合研究所 企画総務課技術 普及室の室長 農林総合研究所 農業試験場の場 長 農林総合研究所 園芸試験場の場 長及び次長 農林総合研究所 畜産試験場の場 長 農林総合研究所 中小家畜試験場 の場長 農林総合研究所 林業試験場の場 長</p> <p>企画調整幹（人 事委員会が承認 したものに限 る。）</p>	4 種			<p>農業大学の校 長、次長及び部 長 森林・林業総室 の総室長 農林総合研究所 企画総務部の部 長 農林総合研究所 企画総務部技術 普及室の室長 農林総合研究所 農業試験場の場 長 農林総合研究所 園芸試験場の場 長及び次長 農林総合研究所 畜産試験場の場 長 農林総合研究所 中小家畜試験場 の場長 農林総合研究所 林業試験場の場 長 総括検査専門員 企画調整幹（人 事委員会が承認 したものに限 る。）</p>	4 種
	<p>室長（管理職手 当に係る区分が 3種の職を占め る職員並びに衛 生環境研究所及 び農林総合研究</p>				<p>室長（管理職手 当に係る区分が 3種の職を占め る職員並びに衛 生環境研究所及 び農林総合研究</p>	

		所の室長を除く。) 危機管理専門官 企画調整幹 <u>東部振興課のチ</u> <u>ーム長（人事委</u> <u>員会が承認した</u> <u>ものに限る。）</u> <u>中山間地域振興</u> <u>リーダー（人事</u> <u>委員会が承認し</u> <u>たものに限</u> <u>る。）</u> 民工芸振興官	
		略	
地方 機関	総合事務所	略	
		所長（農業改良 普及所の所長を 除く。） 局長（中部総合 事務所福祉保健 局及び西部総合 事務所福祉保健 局の局長並びに 人事委員会が承 認したものに限 る。） 副局長（人事委 員会が承認した ものに限る。） <u>参事監</u>	2種
		局長（中部総合 事務所福祉保健 局及び西部総合 事務所福祉保健 局の局長を除 く。） 副局長 課長 農業改良普及所 の所長	3種

		所の室長を除く。) 危機管理専門官 企画調整幹 民工芸振興官	
		略	
地方 機関	総合事務所	略	
		所長（農業改良 普及所の所長を 除く。） 局長（ <u>東部総合</u> <u>事務所福祉保健</u> <u>局</u> 、中部総合事 務所福祉保健局 及び西部総合事 務所福祉保健局 の局長並びに人 事委員会が承認 したものに限 る。） 副局長（人事委 員会が承認した ものに限る。）	2種
		局長（ <u>東部総合</u> <u>事務所福祉保健</u> <u>局</u> 、中部総合事 務所福祉保健局 及び西部総合事 務所福祉保健局 の局長を除 く。） 副局長 課長 農業改良普及所 の所長	3種

	西部農業改良普及所大山普及支所の支所長	
	基盤整備室の室長	
	大山・弓浜農業用水対策室の室長	
	室長（管理職手当に係る区分が3種の職を占める職員を除く。）	4種
	チーム長（人事委員会が承認したものに限り。）	
	<u>中山間地域振興リーダー（人事委員会が承認したものに限り。）</u>	
	用地専門員	5種
略		
公文書館	館長（人事委員会が承認したものに限り。）	2種
略		
県税事務所	所長（人事委員会が承認したものに限り。）	2種
	所長 副所長 課長	3種
	税務専門員	5種
米子工事検査事務所	所長	4種
	検査専門員	5種
男女共同参画センター	所長	3種
東部福祉保	所長	2種

	西部農業改良普及所大山普及支所の支所長	
	<u>山陰道推進室の室長</u>	
	基盤整備室の室長	
	大山・弓浜農業用水対策室の室長	
	<u>医療指導監</u>	
	室長（管理職手当に係る区分が3種の職を占める職員を除く。）	4種
	<u>農商工連携チームのチーム長</u>	
	（人事委員会が承認したものに限り。）	
	税務専門員	5種
	用地専門員	
略		
公文書館	館長（人事委員会が承認したものに限り。）	2種
略		
男女共同参画センター	所長	3種

健事務所	副所長（人事委員会が承認したものに限る。）	
	副所長 課長	3種
略		
児童相談所	所長	3種
	次長（人事委員会が承認したものに限る。）	4種
略		
保育専門学院	院長	3種
略		
倉吉総合看護専門学校	略	
	課長（人事委員会が承認したものに限る。）	4種
精神保健福祉センター	略	
	所長 次長（人事委員会が承認したものに限る。）	3種
東部生活環境事務所	所長（人事委員会が承認したものに限る。）	2種
	副所長（人事委員会が承認したものに限る。）	
	所長 副所長 課長	3種
略		
産業人材育成センター	所長	3種
	校長	
東部農林事務所	所長（人事委員会が承認したものに限る。）	2種
	副所長（人事委員会が承認したものに限る。）	
	所長 副所長 課長	3種
	室長	4種

略		
児童相談所	所長	3種
略		
保育専門学院	院長 次長	3種
略		
倉吉総合看護専門学校	略	
	部長（人事委員会が承認したものに限る。）	4種
精神保健福祉センター	略	
	所長 次長（人事委員会が承認したものに限る。）	3種
略		
高等技術専門校	校長	3種

		鳥獣対策センター	所長 副所長	3種
		略		
		とっとり賀露かっこ館	館長	3種
		県土整備事務所	所長（人事委員会が承認したものに限る。） 副所長（人事委員会が承認したものに限る。）	2種
			所長 副所長 課長 山陰道・岩美道路推進室の室長	3種
			室長（山陰道・岩美道路推進室の室長を除く。）	4種
			用地専門員	5種
		略		
		鳥取港湾事務所	所長	3種
略				
教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局	本庁	略	
			教育次長 次長	2種
			センター長（人事委員会が承認したものに限る。） 参事監	
			センター長 課長	3種
		略		
教育機関	教育センター	略		
		所長 副所長（人事委員会が承認したものに限る。）	2種	

		略		
		とっとり賀露かっこ館	館長	3種
		略		
		鳥取港湾事務所	所長	3種
		米子工事検査事務所	所長	4種
			検査専門員	5種
略				
教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局	本庁	略	
			教育次長 次長	2種
			参事監	
			課長	3種
		略		
教育機関	教育センター	略		
		所長	2種	

		副所長 課長	3種
	略		
略			

		次長 課長 室長	3種
	略		
略			

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。